

INFORMATION

● 令和2年度の扶養調査

令和2年度の被扶養者現況確認調査を、健康保険法施行規則第50条および厚生労働保険局の通知・指導に基づき実施いたします。これは、被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認するための調査です（同時に共同扶養の確認もさせていただきます）。

<被扶養者現況確認調査>

審査対象	<p>令和2年8月1日現在ダスキン健康保険組合の被扶養者の方</p> <p>■子女の扶養認定の審査対象は16歳以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の場合、有効な在学証明書もしくは、学生証の写しにて認定。 ・学生以外は、課税（所得）証明書、非課税証明書の原本と状況を確認して審査。 <p>※収入が130万円（60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円）未満であるかを確認</p> <p>■被扶養者が自営業者の場合</p> <p>収入金額から直接的経費（売上原価）を控除した差引金額が130万円（60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円）未満であることを確認し、認定の可否を決定します。</p>
審査免除	<ul style="list-style-type: none"> ・生年月日が、平成17年4月2日以降の被扶養者 ・生年月日が、昭和20年4月1日から昭和21年3月31日までの被扶養者 ・扶養認定日が、令和2年4月1日以降の被扶養者

<夫婦共働きで子供が居る場合の共同扶養の確認>

審査対象	<p>共働き家庭で勤務先の健保または国民健康保険に加入している配偶者 （当健保に被扶養者がいない家庭を除く）</p> <p>※共働き家庭で「主として生計維持」するのはご夫婦どちらなのか、共同扶養の確認をさせていただきます。</p>
------	---

● ジェネリック（後発）医薬品ご利用案内通知について

ジェネリック（後発）医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許期間が切れた後、別の医療品メーカーが新薬と同じ有効成分と製法によって製造している医薬品です。正しく理解し、上手に活用すればご自身の医療費軽減に役立つジェネリック医薬品を積極的にご利用ください。

※kencomの「おくすり履歴・GE差額」で確認いただけます。

※3ヵ月で自己負担差額500円以上あったと予測される方への通知を送いたします。

- ・令和2年1月～令和2年3月の利用分を5月末に発送いたしました。
- ・令和2年7月～令和2年9月の利用分を11月末に発送予定。

● 風しんワクチンの接種費用助成について

2022年3月まで、対象世代の男性は風しんワクチン接種が無料になります。

2020年度定期健康診断受診時に「風しん抗体検査クーポン券」を持参した方は、抗体検査を受けていただけます。

2019年4月から2022年3月までの3年間に限り、1962年4月2日～1979年4月1日生まれの男性（※）は、風しんの「抗体検査」と「ワクチン接種」を無料で受けられます。対象世代の男性で風しんに罹患した記憶のない人は、抗体検査を受けるようにしてください。

お住まいの市町村より、対象の方に『風しん抗体検査クーポン券』が送られてきますので、医療機関にクーポン券を持参のうえ、抗体検査を受けてください。

※予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなかったため、他の世代と比べて低い抗体保有率（約80%）です。

健康診断の結果表とともに、検査結果がご本人宛に送られてきます。

■巡回健診での受診

健診受付時に、受診票（問診票）とともに、『風しん抗体検査クーポン券』を提出してください。

■提携医療機関での受診

提携医療機関一覧より、風しん抗体検査ができる医療機関を選び、健診とともに『風しん抗体検査クーポン券』での検査をする旨、予約の電話をいれてください。

対象世代の男性

2020年4月1日時点で、41歳から58歳の男性

1979年
4月1日
生まれ



1962年
4月2日
生まれ

検査可能な医療機関などのお問い合わせは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

● 事業所による保健事業の取り組みについて

就業中の 保健指導参加に ついて

就業時間中の保健指導の参加は、「勤務」とみなされることをご存知ですか。

国から義務付けられている特定保健指導の初回面談などの保健指導への参加は、本来業務ではありませんが“事業主とのコラボヘルス”により、就業時間中に保健指導を受けた場合は勤務とみなします。

上長へ事前申し出のうえ、通常の勤務時間を勤務したとみなして、申請してください。

※平成29年度より、特定保健指導、糖尿病性腎症予防プログラムなどの保健指導対象者への案内文には、「(株)ダスキン人事担当専務取締役と当組合の理事長連名(令和2年4月より、執行役員との連名)で、『就業時間中に保健指導を受けた時間は、勤務したとみなして申請してください。対象者は特段の理由がない限り、必ず保健指導を受けてください』との報知をしております。

二次健診 の受診について

定期健康診断後、検査表を受け取った方はすみやかに二次健診の受診をお願いします。

二次健診の受診にあたっては、健康診断の結果と「再検査・精密検査依頼書」をご持参ください。

受診後、「再検査・精密検査依頼書」を事業主へ提出してください。

※「再検査・精密検査依頼書」の作成を医療機関に依頼すると、文書作成料が発生する場合がありますので事前にご確認ください。

医療機関での作成が有料の場合は、医師の指示を聞いてご自身での作成も可能です。

医師の署名などは不要です

二次健診の結果に基づく、就業判定の記入欄を追加しました。

治療と
仕事の
両立支援



本人による申請が必要です!

万が一病気に罹患された場合、**ご本人による事業所への申請にて**病気療養と仕事の両立支援を受けることができます。

※育児／介護との両立の場合も同様です。

厚生労働省ホームページ

治療と仕事の両立支援ナビ「会長 島耕作」漫画特別編公開中(2021年3月31日まで)

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/index.html>

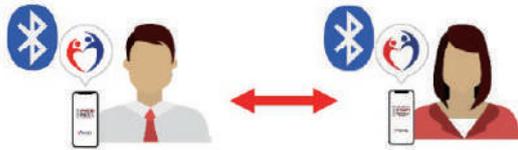


● 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」のご活用と拡散

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」（COVID-19 Contact Confirming Application）を開発し、公開しています。
 どなたでも無料でスマートフォンにインストールしてご利用いただけます。
 本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されます。
 概要及びインストールの方法をご確認いただき、ご利用とともに、拡散のお呼びかけをお願いいたします。

新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(COVID-19 Contact Confirming Application)の概要

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- 接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません。
- どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません。
 ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します。
 ※記録は14日経過後に無効となります。
 ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません。
 ※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。
 利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

（厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス接触確認アプリ」から引用）

■ 厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



■ 新型コロナウイルス接触確認アプリについて（概要）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641655.pdf>



アプリのインストール方法

App StoreまたはGoogle Playで「接触確認アプリ」で検索してインストールしてください。

Google Play

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>

App Store

<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>



電話・オンライン診療を活用しましょう!



新型コロナウイルスの感染を防ぐため、特例的に電話やオンラインでの診療が受けられるようになっています。初診でも再診でも可能です。

※オンライン診療が受けられない医療機関もあります。

コロナが怖いから病院に行くのはちょっと…

感染は怖いけれど早めに治療しないとなあ…



電話

電話・オンライン診療の利用法

オンライン

ふだんからかかっているかかりつけ医がある場合は、かかりつけ医に相談。

エキチカ先生のクリニックは、電話での診療を受けられるかしら



① 電話・オンライン診療を行っているかを確認

医療機関のホームページを見たり、直接医療機関に電話をして、電話やオンラインによる診療を行っているかを確認します。

すぐに医療機関への受診に切り替えることがあるため、近くの医療機関が便利だよ。



厚生労働省のホームページで、対応医療機関リスト、診療の手順などを確認。(2020年8月現在)

えーと、オンライン診療をやっている病院は…



電話診療の場合

医療機関に電話し、保険証などの情報を医療機関に伝えて予約。

もしも、電話で診療を受けられますか?



② 事前に予約

保険証を用意して、予約を取ります。



予約の際に、支払い方法についても確認しましょう。

オンライン診療の場合

医療機関によって予約方法は異なります。詳しくは各医療機関のホームページなどで確認を。

この病院がいいな。予約方法も書いてあるぞ



医療機関から着信し診療を受ける。



③ 診療

本人確認のため、医療機関から求められた個人情報を伝え、症状を説明します。



電話・オンライン診療では、診断や処方むずかしいことがあります。医療機関に来訪するようすすめられたら、必ず受診しましょう。

医療機関からオンラインで接続され、診療が開始。

症状は……

一度検査したほうがよさそうですね



わかりました

院内処方の場合

お薬は当院から発送します



ホッ 受診してよかったわ

④ 診療後

薬が処方された場合は、希望の薬局を医療機関に伝えます。診察後、薬局に連絡してください。電話やオンラインによる服薬指導を受け、その後、薬が配送されます(院外処方の場合)。

※薬局に行つて服薬指導を受ける必要がある場合もあります。



院外処方の場合

希望の薬局に処方箋をファックスしておきますので、薬局に電話をしてください



ダスキン健康保険組合では、保健事業の一環として、以下の健康相談窓口をご提供しておりますので、こちらもご活用ください。詳しくは本誌裏表紙をご参照ください。

医師によるオンライン健康相談
[first call]

ダスキンこころとからだの健康相談

「医療でんわ相談・子ども医療電話相談」

ICTによる健康づくりの取り組みの推進に向けて

ICTを用いた情報照会サービス（オンライン資格など）が始まります。

2021年3月以降、医療機関受診時に被保険者証、またはマイナンバーカードを提示するとオンラインで資格情報を照会・確認可能となります（全国で随時導入）。

国の制度に対応するため、当組合では2020年11月～2021年3月（予定）の期間中、新規に発行する保険証に2桁の個人識別番号を追加。また加入者と健康保健組合の情報連携が可能になることにより、医療費情報、傷病手当、高額療養費などの決定通知書の紙発行書類などがWEBで閲覧でき、医療費控除用通知情報（e-TAX）をダウンロードできるようになります（詳細は10月末以降運用開始時に報知いたします）。

組合員の皆様におかれましては、ICTによる健康づくりの取り組みに向けて、マイナンバーカードの取得およびマイナポータル登録などをすすめていただくことをお願いいたします。

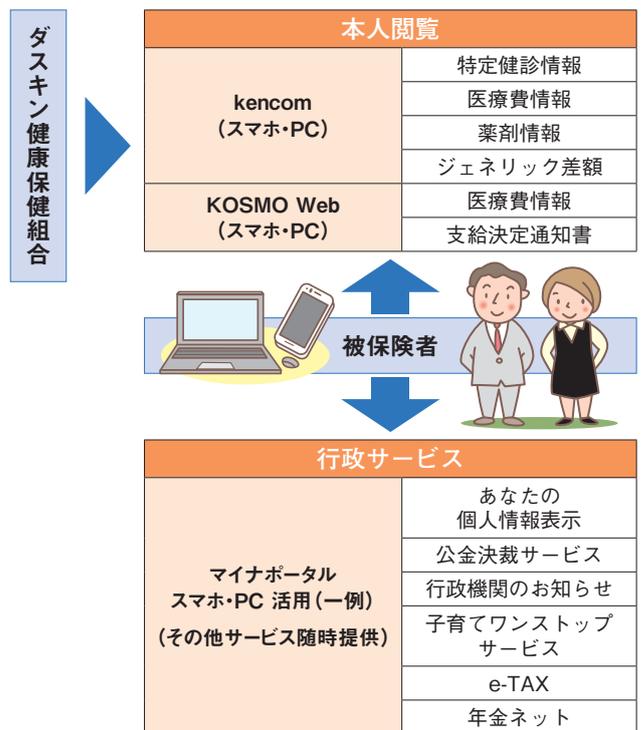
▼ダスキン健康保健組合

オンライン資格確認/KosmoWebサービスにともなう運用スケジュール

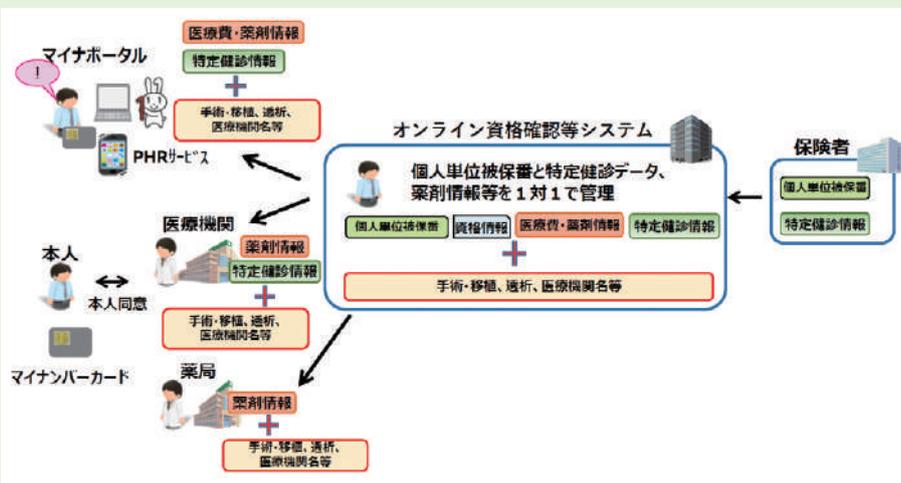
	2020年				2021年					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
保険証	2桁枝番なし		新規保険証に2桁枝番付番 (11月以降準備整い次第)				新規保険証に2桁枝番付番			
KOSMO Web	Web閲覧用のID・PW配布 (10月末予定)		医療費情報の照会可能 (初年度のため7月以降の医療費より照会可能)							
e-taxデータ※			支給決定通知書の照会可能 (初年度のため10月決定確定分より照会可能)							
			e-taxデータダウンロード可能 ※マイナンバーカードをお持ちの方は医療費控除用通知情報としてダウンロードしていただけます。 (XML形式データのため画面での閲覧はできません)							

▼マイナポータルと健保PHR

(Personal Health Record) の利活用



(参考) 医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できるしくみ



※1 マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局が運営主体に薬剤情報等を照会する。運営主体はオンラインで薬剤情報等を回答する。

※2 電子カルテの情報については、相互運用性の標準規格の開発等を行い、医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた医療情報システムの標準化を進める。

出所 令和2年7月9日 第129回社会保障審議会医療保険部会 資料3 ※経済財政諮問会議（令和2年6月22日）加藤臨時議員提出資料（抜粋）